

国第四十回 参議院地方行政委員会議録第二十九号

昭和三十七年四月二十七日(金曜日)

午前十時二十六分開会

閣提出、衆議院送付)

出席者は左の通り。	○委員長(小林武治君) ただいまから 委員会を開会いたします。
委員長 小林 武治君	○委員長(小林武治君) ただいまから 委員会を開会いたします。
理事 野上 進君	○委員長(小林武治君) ただいまから 委員会を開会いたします。
委員 増原 恵吉君	○委員長(小林武治君) ただいまから 委員会を開会いたします。
秋山 長造君	○委員長(小林武治君) ただいまから 委員会を開会いたします。
基 政七君	○委員長(小林武治君) ただいまから 委員会を開会いたします。
小柳 牧衛君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
西郷 吉之助君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
津島 壽一君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
鍋島 直紹君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
湯澤 三千男君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
矢嶋 三義君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
小沢 太郎君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
坂上 安太郎君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
安井 謙君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
衆議院議員 修正案提出者	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
國務大臣 修訂案提出者	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
自治大臣 政府委員	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
警察官房長官 警察庁長官	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
警視庁交通局長 事務局側	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
事務局側 常任委員会専門員	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
福永与一郎君	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。
本日の会議に付した案件 ○道路交通法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付) ○市の合併の特例に関する法律案(内 閣提出)	○政府委員(柏村信雄君) ただいま議 題となりました道路交通法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案 理由及び内容の概略を御説明いたしま す。

被害がきわめて大きく、人命にかかわる場合も非常に多いのであります。これらの事故の発生を未然に抑制し、防止することは目下の急務となつてゐるのであります。	○委員長(小林武治君) 次いで衆議院における修正点について説明を聽取いたします。衆議院議員小澤太郎君。
これら大型自動車による事故の内容を検討してみますと、まだ思慮が十分でない年少者とか、あるいは運転経験が浅い者によつて起こされた事例が多いのであります。	○衆議院議員(小澤太郎君) ただいま議題に供せられております道路交通法の一部を改正する法律案について、衆議院における修正の内容及び趣旨の概要を御説明申し上げます。
この法律案は、大型自動車免許の資格年令を十八才から二十一才に引き上げること、及び大型自動車免許の受験資格として、現に一定の運転免許を受けており、かつ、一定の自動車の運転の期間の経験が通算して二年以上の者に著しいものがあり、昭和三十六年度でなければならぬこと、並びに必要な規定の整備をすることをその内容としております。	修正の第一点は、政府提出の法律案の一部を改正する法律案に対しまして、衆議院における修正の内容及び趣旨の概要を御説明申し上げます。
現在、わが国における交通事故及びそれに基づく死傷者の増加は、まことに著しいものがあり、昭和三十六年度万件で、これによる死者の数は約一万三千人の多さに達しております。このため、交通事故を防止するための諸対策を早急に講ずることが要請されております。これらあります。これらの事故はその傾向にあります。	ごとく、大型免許の資格年令を二十一才に引き上げ、かつ、受験資格として、自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければならぬこととともに、相当期間の運転経験を有している者であることが運転者が肉体的にも精神的にも成長を遂げた者であるとともに、相同期間の大形自動車の運転については、その運転免許が受けている者であることがあります。よつて、この際、自動車の大型免許につきましては、その資格年令を從来の十八才から二十一才に引き上げるとともに、その免許の受験資格として、現に一定の免許を受けしており、かつ、一定の自動車の運転の経験が通算して二年以上の者でなければ、政令で定める大型自動車は運転することができないことといたしました。
本日の会議に付した案件 ○道路交通法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付) ○市の合併の特例に関する法律案(内 閣提出)	以上が、修正内容の概要であります。何とぞ、御賛同をお願いいたしました。

命じてはならない等の義務を課するこ とといたしました。	第三点は、新設される制限規定に違反した者について、無免許運転と同様の刑罰を課し、また、この違反した者が酒気を帯びていたときは、刑罰を加重することができます。旨の規定を設けました。
○委員長(小林武治君) 次いで衆議院議員小澤太郎君。	第四点は、この法律の施行の際に大型免許を受けている者については、新設される制限規定を適用しない旨の経過規定を設けました。
○衆議院議員(小澤太郎君) ただいま議題に供せられております道路交通法の一部を改正する法律案について、衆議院における修正の内容及び趣旨の概要を御説明申し上げます。	その他必要な法文の整備を行ないました。
○衆議院議員(小澤太郎君) ただいま議題に供せられております道路交通法の一部を改正する法律案について、衆議院における修正の内容及び趣旨の概要を御説明申し上げます。	以上が、修正内容の概要であります。何とぞ、御賛同をお願いいたしました。
○委員長(小林武治君) これより質疑に入りますが、なるべく修正点についての質疑を先にお願いいたします。	○矢嶋三義君 修正者に質疑をする前に、委員長にちょっと伺いますが、この法律案の提案理由を説明するのに、大臣でもない、政務次官でもない、警察官房長官の政府委員が説明するというのでは、非常に異例なことじやないかと見をひとつ伺つておきたい。
○衆議院議員(小澤太郎君) ただいま議題に供せられております道路交通法の一部を改正する法律案について、衆議院における修正の内容及び趣旨の概要を御説明申し上げます。	○委員長(小林武治君) これは矢嶋委員のおっしゃるとおりであります。常に大臣の出席を要請いたしておるのではあります。本日は、当方の多少時間の都合もあり、なお大臣が閣議のためにまだお見えにならぬ、こういう都

合、しかも警察庁には政務次官がありませんので、やむなく警察庁長官の説明を求めたということで、異例のこととして御了承願いたいと思います。

○矢嶋三義君 委員長の御発言を了承いたして、注意を喚起する意味の発言にとどめておきます。

修正者に若干お伺いしますが、「政

令で定める大型自動車」というものは、具体的にどういうふうにお考えになつておられるか、御答弁をいただきたいと思います。

○衆議院議員(小沢太郎君) 政令にお

いて定めます大型自動車の大体の内容でございますが、御承知のように、今

の道路交通法では、五トン以上の貨物自動車、これを大型車と言つておりますが、その中で、先ほど御説明申し上

げましたように、特に大型であると

か、あるいは特別の用途に供せられるもの、こういうふうに考えております

ので、内容といたしましては車両の総重量が十一トン以上のもの、これをおもねそのつもりしております。最

大の積載量が六トン半以上のもの、そ

れから人を乗せる車につきましては、玉石を含む、または土の運送をする場合、その運送に供しておる車、こう

いうことにいたしております。

それから第三点といたしましては、火薬類などの危険物を一定数量以上積載して運送しておるものと、大体これ

さらに、先ほど申し上げましたよ

に、自衛官が自衛隊の大型車を運転す

る、この場合に限るということにいたしたいと思います。

○矢嶋三義君 ただいまのあなたの説明された部類に入る車両は、全国で、さらに東京都内で何程度あるものでございましょうか。

○衆議院議員(小沢太郎君) 政府委員

からひとつ……。

○政府委員(宮永誠美君) 全国で申しますと、大体トラックが百三十六万ぐらいでございますが、そのうち、重量で申しますと、五トンから六トンまでの数が約十四万三千六百六十六で、全

体の一〇・五%ぐらいに当たります。

それから東京で申し上げますと、東

京が全部で二十二万五千五百五十九ぐらいでございますが、五トンから六トンまでが一万八千九百九十九になつてお

ります。ただし、その用途別をこれから

同じく五トン、六トンの間におきまし

て、この用途に、砂利とか、こういつたものが約三三%。したがつて、残りが七七%，こういうことになるわけ

ござります。

○矢嶋三義君 もうちよつと明確にし

ていただきたいと思うのですがね。政

府原案において対象になる車の数と、

衆議院で修正されることによつて対象

になる車とは、数が違いますわね。ど

の点がわから抜けつこうなんですね。

○政府委員(宮永誠美君) 政府原案でいきますと、先ほど申し上げましたよ

うでございまして、五トン以上が十

六万九千七十三でございます。それが

修正案になりますすると、約二万六千に

なりますので、十四万三千六百六十六

という違いが出てきます。それからそ

のうちで今度用途が入りますから、そ

れと先ほど申し上げました約二三%が

上に上がると思ひますので、これの残

りの七七%，約十一万というふうにな

るわけでございますが、それだけ違

が起つてきます。

○矢嶋三義君 あのね、われわれ政治

家はそここまかの数字はわかる心要是

ないので、政府原案を修正されたこ

とによって全部と一部の関係でどの程

度変化するのかという点がつかめれば

いいわけです。大まかなあなたのさ

きの数字でわかりましたから、政府委

員とそれから修正者お伺いしますが、

大型免許の資格年令を二十一才に引き

上げる、この大型免許という点を取り

上げたこと、それから二十一才という

数字を選んだこと、それから二年以上

の経験という、この数字をピックアップするにあたっては、やはり現在交

通戦争とか言われているが、それらの

事故発生の実態、実績等のやはり根拠

があつてこういう活字並びに数字を取

り上げて法律案化したものと僕は推察

しているわけですよ。その前提でこの

修正を考えた場合に、政令で定める大

型自動車に限定してきたわけですね。

そうすることによって対象となる自動

車は、さつき答弁ありましたように、

数が変わつてくるわけですね。このこ

と過去において、並びに現在において起つてゐる事故の実態との相関

関係はどうなつてゐるのか。でき得べ

くなるとかということは第二義的であります。あつて、現在の交通事故に対する対症療法として、永久的には言わなくては、当面効果を發揮しなければならぬ者、これは年令のいかんを問わず非常事故を起こす率が高いのであります。御承知のように、道交法によります。三年と二年との間の若干の開きがありますので、それをどういふように考へるかという問題もござります。いずれにしましても、政府の説明等を開きまして、経験二年以下と三年といたしておられます。それから免許を受ける資格が二十一才以上としております。三年と二年との間の年数といたしておられます。それから、二年の経験年数を必要とする、これはやはり二年未満の経験者、これは年令のいかんを問わず非常に事故を起こす率が高いであります。御承知のように、道交法によります免許の第二種免許、これは経験年数三年といたしておられます。それから免

許を受ける資格が二十一才以上としております。三年と二年との間の若干の開きがありますので、それをどういふように考へるかという問題もござります。三年と二年との間の年数といたしておられます。それから、二年の経験年数を必要とする、これはやはり二年未満の経験者、これは年令のいかんを問わず非常に事故を起こす率が高いであります。御承知のように、道交法によります免許の第二種免許、これは経験年数三年といたしておられます。それから免

許を受ける資格が二十一才以上としております。三年と二年との間の年数といたしておられます。それから、二年の経験年数を必要とする、これはやはり二年未満の経験者、これは年令のいかんを問わず非常に事故を起こす率が高いであります。御承知のように、道交法によります免許の第二種免許、これは経験年数三年といたしておられます。それから免

て、このような特別の用途に供せられるものについては、これは五トン以下でも対象にする。普通のトラックは五トン、六トンは除外していこう。こういうふうな考え方でございます。大体政府からお出しただいた資料などを見ましても、大型の、いわゆる五トン以上の大型貨物自動車の中で、今申し上げたものが、六〇%くらいに当たるのではないか。これは実は政府の側で、詳しい五トン、六トンくらいの資料などの十分な的確なものを取つておりますので、多分の推定といふことが入るわけでございますが、大体そのような規定は矢嶋委員のおっしゃるよう

に、なさざるをもつて最も適当だと思います。けれども、現在事故の起こりました実情からいたしまして、やむを得ざるの措置として、この最も事故の多いものを選んだということをございます。それからもう一つは、政府の原案は、免許を受ける資格、それから試験を受ける資格、それについての規制をいたしておりますが、このよ

うな規定は矢嶋委員のおっしゃるよう

に、年令、経験年数等について特に御説明を申し上げる必要はないかと思ひます。統計が示すところによりますと、年令におきましては、やはり十八才が一番事故が人数比にしまして率が多い。その次が十九、二十、こういうふうになりますと、二十一才までずっと事故が下がって参ります。二十一才以上になりますと、大体横ばい程度で、年令に定めたわけでございます。また、経験年数につきまして、二年未満の事故が非常に多いということです。年令を括しておきますので、これについて事故防止ということを強く考

えまして、全部に適応するように、二十一才、経験年数二年ということにいたまでのございますが、審議の過程におきまして、いろいろ御意見があり修正案のごとく、六・五トン以上、「政令で定めるもの」として、大体六・五トン以上ということになれば、これはやはり運転の困難度といふものであります。これは大げさに言ひますと、法のもとにおけるところの平

均化が達成されないわけですから、それが懸念されるから一応伺ったのですが、責任者である警察庁長官がなければ、そこをある程度規制しなければ、立法の目的が達成されないわけです。それが懸念されるから上機は懸念し質疑する必要もないと思うので、この法律が修正の形で成立した暁においては、責任官厅としては、修正の趣旨に沿つて、政府原案以上に立法の趣旨を遂行できるように御善処いただきなけ

ればならぬと思います。もう一点、修正者にお伺いをいたしました。修正の第二点、第三点についてお伺いするまでもなく非常に事故の多い砂利トラック、ダンプ・カー等を除く方途がありますけれども、同時にまた、運転手の給源難という問題も、いわゆる経済の発展等に関連しましてお考えいただいたというござります。もう一点お伺いいたしたい点は、この法律案が国会に提案される過程において、政府部内でもいろいろ紛糾折があり、議論があつたことを伝えておきます。もう一点お伺いいたしました。これが一般的な態度をとつておる次第でござります。業者も納得できるのじやないか、

○政府委員(柏原信雄君) ただいま小沢先生から詳細お述べになりましたの

十七・六、死者において二十二・七と

○矢嶋三義君 両者の意向よくわかります。

○政府委員(柏原信雄君) ただいま小沢先生から詳細お述べになりましたの

○矢嶋三義君 年令のほうはわかつておりますが、用途別、車種別の点から見れば、差はついているわけですね。自衛官でなければ運転できない車が——自衛官なら運転できる車があるわけでしょう。そのところはどういうふうにお考えになつておられるのか、そこを御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員（坂上安太郎君） 御承知のように、われわれの規制しようといふ考え方方が、大型を全部規制しようといふ考え方でないことは御承知のとおりであります。そうなりますと、その大型の中で規制の対象になつていくことになりますと、当然これは車種別、用途別で考えなければならぬ、こういうことなんであります。それで先ほど申し上げましたのは、ちょっと誤解があつたと思いますけれども、年令によつて、年令の面から見た差別といふことは許されないということは、政府原案よりはそのほうがいいといふ考え方から立つたわけなんであります。しかし今言われるような点につきまして、自衛隊の車が全部用途別といふ観点から特別な扱いを受けるといふことは、これは事実であると思います。しかし、この程度のことは、これによるところの差別といふことは、やはりこれは認めてもらわなきゃいけない。それよりも大事なことは、年令によっては、多少のやはり差別があるといふことはやむを得ぬじやないかと、こういうふうに考えております。

○矢嶋三義君 この点について政府委員に伺いたいのですが、そのこと以上に、自衛官の運転する車によって過去において事故がどのように起つたかどうか、今後起こる可能性があるかどうかといふことです。より以上に、僕は関心を持っているわけですがね。事故があまり起こらないというならば、その角度から考慮していいと思うのですがね。そこで、それを参考に聞きたいたいと思うのですが、自衛官が運転事故等を起こしたのを分析した場合に、部隊として行動している場合と、そうでなくて、個別的な運転に従事している場合と分けて、あるいは自衛隊以外の一般民間における事故発生状況と比べて、彼此比較した場合どういう状況なのか、参考に承っておきたいと思います。

ござります。これはいろいろ理由があります。むしろ、その若い人のほうがもつと年寄りの自衛官の起こす事故よりも少ないというのが現実の姿でございます。これはいろいろ理由があります。むしろ、その若い人のほうかと思うのですが、訓練中でございますし、一定の規律のもとに、主として部隊行動を行なうというような事情もあります。非常に少ない。こうしたことから、この修正案全体の一貫しております、事故の多いものをどうぞそれを制限していくという、その建前から申しましても、自衛官が自衛隊の車を運転する場合においては、過去において非常に少ないと、これを除外するのが適当であろう、こういう見方もいたしておるわけございます。

申しますが、普通の運転免許のほかに申しますが、普通の運転免許のほかに自衛隊の中でもまた運転免許を取つておるという二重の防止装置といいますか、そういうのが第二。それから訓練を非常にやかましくやつております。それから部隊行動が非常に多いのですでございまして、そういうことで事故が少ないのでないかと思うわけですが少ないのでないかと思つたのが第三。それから訓練を非常にやかましくやつております。それで、そういうふうに非常に事故において、そういうふうに非常に事故が低い統計が出ております。

○矢嶋三義君 これで修正者に対する質疑を終わります。

承りますと、第一院で、非常に慎重に審議され、いろいろな角度から配慮されたことはわかりました。敬意を表します。ただ政府原案を提出された警察庁当局に、この修正部分に関連して要望し、伺つておきますが、この種の法律案というものは、国の労働人口、その構成とも関連があるし、また個人の生活権の問題とも結びついておるし、さらには産業経済に及ぼす影響等、その他皆さん方が所管する交通行政とも結びついてくるわけですが、それだけに及ぼす影響は大きく複雑な点があり、なかなか至難な点があると思いますが、しかし、最近のわが国の十七、八才から二十一、二才というこの年令層の諸君の交通事故の発生状況なり、さらにそれ以外に、この法案と直接關係はないが、一般犯罪の動向等から見ても、まことに軽視すべからざるものがあると思うのですね。だから、政府がするために、よほど積極的な適切な

る指導といふものが、細密な計画のもとに根気強く継続的に行政府において行なわれることの用意と決意がなければ、この法案の立法趣旨といふものは、なかなか私はなし遂げ得ないのぢやないかといふ一縷の懸念を持つて居るのであります。この点に関して警察廳長官の御答弁をいただいて、修正者に対する質疑は一応終わります。

○政府委員(柏村信雄君)　ただいま矢嶋委員からのお話まことにごもつともございまして、二十才未満の青少年でございまして、二十才未満の青少年交通事犯のみならず、いろいろな面で憂慮すべき状況でござります。

ただ、一面におきまして、大部分の青少年といふものは、また非常に明るい面を持つておる、また新しい感覚といふものも持つてゐるわけでござります。そういう意味で、単に規制する。取り締まるということだけでなしに、十分そういういいところを伸ばしていくような方法を、やはり社会全体としても、考えていつていただかなければならぬと思います。私ども取り締まりの立場にあります者としましては、将来できるだけすみやかに適性検査をいたしますとか、あるいは、免許を与えたけれどもこれが非常に危険性があるというような者については行政処置、いわゆる免許の取り消しであるとか、あるいは特に講習を受けさせるとかいうような適切な方途を考えていかなければならぬというふうに思つておるわけでござります。

どういう措置をされたか、また、今後されようとするのか、この点お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(安井謙君) 交通取り締まり警官の陣容整備につきましては、前回いろいろ御注意がありまして、仰せのとおりだと思つて種々検討を進めて、また必要な措置をとつておるわけでありまして、基本的には、御承知のとおり、一万人増員計画のうちの四千人をこれへ振り当てるという計画は、もう実施の段階へ入つておるわけであります。なお、現在、時間規制等の關係で、特に夜間等に特別な配慮を払はなきやならない、こういうお話を十分ごもつともだと存じまして、これにできるだけ現在、配置転換等によつてその所要の人員を補充をいたしております。しかしながら申しまして交通関係の職員が手不足であるということは、前々からお話しのとおりあります。これにつきましては、近く基本的な全体の所要警官の増員計画というようなものを立てまして恒久的にも対処していく、こういうふうにいたそつと思つております。

○矢嶋三義君 時間を急いでおるようですから、もう数点伺つて終わります。この車種別規制一つとっても、運賃の値上げとかあるいは物価の値上げ等の要因による可能性は相当あると思うのですよ。郊外から都内に入る地点においてターミナルを一つ作るについても、それが

必ずやそういう方面に影響してくると思うのですね。そういう運賃の値上げとか物価の引き上げが行なわれそうになると、それをチェックするためには何らかの一つのやはり対策があつてしかるべきじやないかと思うのですが、そういう点を研究をされ、すでに予算の支出等について方向づけがされておられるのかどうか、これは希望も含めて経過を承つておきたいと思います。

○国務大臣(安井謙君) お話しのとおり、たとえば車種別の規制でありますとか、あるいは登録自家用車についての車庫の充実、あるいは車の常置場の設置といったような問題につきまして、物価の面、あるいは車の常置場の費用の面といふようなものに若干の影響があることをお話しのとおりだと思います。これにつきましては、今まで閣僚懇談会へ特に大蔵大臣、通産大臣も入つてもらいまして、それぞれ具体的に検討いたしまして、必要なことの予算も計上すべく目下準備中であります。また、たとえば東京都といったところも、予算の関係上、道路計画といつたようなものが交通の面から不足しておると思われるところは、別個に警察、警視庁関係から指摘をいたしました。これに対する財源措置を今後具體的に、今計数も出ておりますので、検討いたすという段階を進めておるわけあります。

○矢嶋三義君 次に伺つておきたい点は、二月ごろの本委員会でしたかね、示されておられたようですが、あの点に関する自治大臣のお考えなり今後の

方向といふのはいかようになつてゐるのか、承つておきたいと思います。確かに、英語を日本語に直しただけであります。しかし、もうちょっと——手続だけでき得るという別個の案を法務省が実は提案して参りました。それならば、同じ効果を期待するならば、今そほうをとりあえず採用してはどうかということで、目下それを採用すると

思いますが、たとえば車種別の規制でありますとか、あるいは登録自家用車についての車庫の充実、あるいは車の常置場の費用の面といふようなものに若干の影響があることをお話しのとおりだと思います。これにつきましては、今まで閣僚懇談会へ特に大蔵大臣、通産大臣も入つてもらいまして、それぞれ具体的に検討いたしまして、必要なことの予算も計上すべく目下準備中であります。また、たとえば東京都といったところも、予算の関係上、道路計画といつたようなものが交通の面から不足しておると思われるところは、別個に警察、警視庁関係から指摘をいたしました。これに対する財源措置を今後具體的に、今計数も出ておりますので、検討いたすという段階を進めておるわけあります。

○矢嶋三義君 次に伺つておきたい点は、二月ごろの本委員会でしたかね、示されておられたようですが、あの点

にかかる標識がありますけれども、ときどき標識がありますけれども、何が四へんも五へんも同じうちに飛び込まないような程度の指導とか対策としますが、英語を日本語に直しただけであります。しかし、もうちょっと——手續だけでき得るという別個の案を法務省が実は提案して参りました。それならば、同じ効果を期待するならば、今そほうをとりあえず採用してはどうかということで、目下それを採用すると

思いますが、たとえば車種別の規制でありますとか、あるいは登録自家用車についての車庫の充実、あるいは車の常置場の費用の面といふようなものに若干の影響があることをお話しのとおりだと思います。これにつきましては、今まで閣僚懇談会へ特に大蔵大臣、通産大臣も入つてもらいまして、それぞれ具体的に検討いたしまして、必要なことの予算も計上すべく目下準備中であります。また、たとえば東京都といったところも、予算の関係上、道路計画といつたようなものが交通の面から不足しておると思われるところは、別個に警察、警視庁関係から指摘をいたしました。これに対する財源措置を今後具體的に、今計数も出ておりますので、検討いたすという段階を進めておるわけあります。

○矢嶋三義君 次に伺つておきたい点は、二月ごろの本委員会でしたかね、示されておられたようですが、あの点

に国家公安委員長としての安井大臣にお伺いしますが、この法律案は当面の執行後、できるだけ立法の趣旨が生かされるように、御善處を特に要望いたします。

同時に、御要望申し上げておきたい

点は、先般厚生省から出された国民の死亡者の統計表ですね、こういうものを見るというと、ともかく事故死といふのが非常に多い。その中で、水による水死と交通事故死が最も多いわけですね。しかも、それが若い年令層のところに集中的に多いということは、これは政権担当者としては一番僕は配慮して、こういう統計数字が変わつておられます。今の私どものほうの法改正を要しないというようになります。しかし、それが若い年令層のほうをとりあえず採用してはどうかということで、目下それを採用すると

思いますが、たとえば車種別の規制でありますとか、あるいは登録自家用車についての車庫の充実、あるいは車の常置場の費用の面といふようなものに若干の影響があることをお話しのとおりだと思います。これにつきましては、今まで閣僚懇談会へ特に大蔵大臣、通産大臣も入つてもらいまして、それぞれ具体的に検討いたしまして、必要なことの予算も計上すべく目下準備中であります。また、たとえば東京都といったところも、予算の関係上、道路計画といつたようなものが交通の面から不足しておると思われるところは、別個に警察、警視庁関係から指摘をいたしました。これに対する財源措置を今後具體的に、今計数も出ておりますので、検討いたすという段階を進めておるわけあります。

○矢嶋三義君 次に伺つておきたい点は、二月ごろの本委員会でしたかね、示されておられたようですが、あの点

に国家公安委員長としての安井大臣にお伺いしますが、この法律案は当面の

執行後、できるだけ立法の趣旨が生かされるように、御善處を特に要望いた

します。

○委員長(小林武治君) これにて質疑

は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ないませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。道路交通法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 次に、市の合併の特例に関する法律案を議題といたします。本案の質疑は昨日終了いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○秋山長造君 私は社会党を代表して、本法律案に賛成するものであります。

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。本法律案は、さしあたっては北九州市合併に適用されるものであります。今後関係者が本法律案の趣旨並びに到達した経緯を顧み、関係各方面の方々の御労苦に敬意を表するとともに、以後関係者が本法律案の趣旨並びに本委員会における審議の内容に十分留意されて、関係地域住民の声に謙虚に耳を傾けつつ、地域経済の発展と住民福祉の向上のため、円満かつ民主的に合併計画を進められるよう一そろ努力されることを願ってやまないのであります。

なお、本法律案は、今後の地方自治の動向に種々重大な影響を及ぼすことが予想されますので、この際、次のような各派共同の附帯決議を行ない、政府当局の善処を求めるべきと思います。便宜、私から朗読して御提案申し上げます。

市との合併の特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

本法の実施に当たり、政府は左の諸点について検討し、適切有効な措置を講ずべきである。

一、新都市の建設にあたっては、住民福祉の増進に特に留意せしめるべく、職員の身分の保障、給与の改善等に十分配慮すること。

二、新都市と他の市町村との間の格差の是正、特に貧弱団体の行政水准の向上に努力すること。

三、産業地域の市町村合併はその特殊事情によるところ大であるから財政上その他特別の措置を講ずること。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 次に、市の合併の特例に関する法律案を議題といたします。本案の質疑は昨日終了いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○秋山長造君 私は社会党を代表して、本法律案に賛成するものであります。

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。市との合併の特例に関する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致でござります。これより付託されました。

○委員長(小林武治君) 次回の開会は四月三十日とし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

道路交通法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二日)

次に、ただいま秋山君の討論中に述べられました各派共同提出にかかる附帯決議案を議題といたします。本附帯決議案を当委員会の決議とすることに同意いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。市との合併の特例に関する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

昭和三十七年五月七日印刷

昭和三十七年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局